

お客さま各位

東奥信用金庫

「電子交換所」設立に伴う手形・小切手のお手続きについて

全国銀行協会は、これまで各地の手形交換所において実施してきた手形・小切手の交換方法を「現物交換」から「電子交換」に移行するため、**2022年11月**に電子交換所を設立します。

現在は人手を介して手形・小切手を搬送しておりますが、「電子交換所」ではイメージ(画像)データの送受信により手形・小切手の交換業務を実施します。

1. 手形・小切手について

(1) 新たな手形・小切手用紙 (QRコード付) への変更

2022年11月以降の発行分から変更となりますが、従来の手形・小切手用紙もそのままご利用いただけます。

(2) 金額欄のご記入方法

① アラビア数字 (算用数字: 1, 2, 3...) でご記入の場合

チェックライターを使用してください。

金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

チェックライターによる金額は濃い印字となるよう、インクをご確認ください。

② 漢数字でご記入の場合

文字の間をつめ、下表の漢数字のみを楷書で丁寧に記入してください。

金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

【電子交換所で読み取ることのできる数字】

	1			2			3		4			5		6		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	7			8		9		10		100			1,000		10,000		
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

(その他) 金、円、圓 (円の異字体)、億

(3) お届印押印時のご注意

① 発行印押印時

「QRコード欄」に重ねないでください。

② 訂正印押印時

ご訂正なさる場所にお届印を押印していただきますが、押印の際に「金額欄」「QRコード欄」「支払場所」に重ねないでください。重ねずに訂正印を押印することができない場合は、新しい手形・小切手用紙を使用してください。

また、金額を誤記された場合も、新しい手形・小切手用紙を使用してください。

【悪い例】

訂正印が金額欄に重なっている

お届印がQRコードに重なっている

見本

No. 約束手形 AAxxxxxx
株式会社青森商店 殿
株式会社弘前商店 殿

収入印紙 金額 ¥10,000,00

支払期日 令和 年 月 日
支払地 弘前市
支払場所 東奥信用金庫 本店

振出地 住所 青森県弘前市土手町〇〇番地
振出人 東奥商事株式会社
代表取締役 東信 太郎

全国 5001 1104-001

(4) 復記・補記の禁止

文字による復記・補記はしないでください。特に金額欄への記入は行わないでください。

約束手形 AAxxxxxx 見本

入紙 金額 ¥10,000,00

支払期日
支払地
支払場所

上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします。

令和 年 月 日

(5) 横線押印時のご注意

横線は、左上の小切手番号に重ならないようご注意ください。

銀行小切手 全国 5001 1104-001

支店 弘前市 東奥信用金庫 本店

金額 ¥100,000※

振出地 弘前市 振出人 株式会社 信金商店 代表取締役 信金 次郎

上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお支払ください。拒絶証書不要 令和 4年 10月 1日

弘前市大字土手町81番地

見本

2. お支払い可能日等の変更

手形・小切手の支払場所が遠隔地の場合、電子交換所による交換決済開始後は、払戻可能日に変更となります。

なお、決済資金のご用意は、従来どおり支払期日までにご入金ください。

種類	変更前		変更後	
	交換所	払戻可能日	電子交換所	払戻可能日
手形	弘前・藤崎 五所川原	支払期日の翌々営業日	全 国	支払期日の翌営業日
	上記以外	支払期日の翌々営業日		
小切手	弘前 五所川原	口座入金日の翌々営業日		口座入金日の 翌々営業日
	藤崎	口座入金日の翌営業日		
	上記以外	支払金融機関に 郵送された小切手が 到着した日以降		

【通帳見本】

2				
年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 4-4-13	繰越			¥10,000*
2 4-4-18	他券4-20		700,000	¥710,000*
3 4-4-18	他券4-21		1,000,000	¥1,710,000*
4 4-4-19	他券4-20	か)アオモリ	500,000	¥2,210,000*
5				
6				
7				

※ 払戻可能日は、通帳の摘要欄に表示されます。

取立手形の入金摘要
例…支払期日（2022年4月19日）

3. 電子交換所を経由しない取立

電子交換所による手形・小切手の交換業務開始後は、原則としてすべての手形・小切手は電子交換所を経由して決済されることになります。

しかしながら、以下のいずれかに該当する場合、電子交換所を経由することができませんので、個別に取立となります。

- ① 電子交換所に交換呈示することができない一部証券類(預金通帳など)の取立を行う場合
- ② 手形・小切手の支払場所となる金融機関が電子交換所に参加していない場合
- ③ その他何らかの事情により個別の取立が必要となる場合

以 上